

合併処理浄化槽設置補助金の希望者を追加募集します(先着順)

町では、し尿と生活雑排水を一緒に処理できる合併処理浄化槽を設置する方に対して、予算の範囲内で設置費用の一部を補助しています。

※事務所等の10人槽までの転換も補助金の対象となります(詳しい条件等は下記問合せ先まで)。

※本事業には、ふるさと納税の寄附金も活用しています。

▶補助内容

補助人槽	補助限度額(1基あたり)	補助対象要件
5人槽	360,000円	延べ床面積 140㎡(約42.35坪)以下のもの
7人槽	462,000円	延べ床面積 140㎡(約42.35坪)を超えるもの
10人槽	585,000円	台所および浴室が2か所以上ある場合(二世帯住宅等)

※補助を受ける方のうち、既設の単独処理浄化槽およびくみ取り槽を撤去するときは、撤去費用の一部(単独処理浄化槽限度額150,000円/基)(くみ取り槽限度額120,000円/基)を補助します。

※既設の単独処理浄化槽およびくみ取り槽からの転換をするときは、宅内配管工事費の一部(限度額330,000円/基)を補助します。

▶受付期間 6月15日(月)～10月30日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

▶申込みできる方

単独処理浄化槽およびくみ取り槽をお使いの方で、公共下水道区域および農業集落排水事業実施区域を除く区域において、令和9年2月末までに家屋に高度処理型合併処理浄化槽(N型)が設置できる方。ただし次の場合は補助対象となりません。

- ① 販売の目的で、合併処理浄化槽付き住宅等を建築する場合
- ② 住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない場合
- ③ 町税等を滞納している場合
- ④ 家屋を新築または、建築確認の伴う改築をする場合
- ⑤ 従前から設置されていた合併処理浄化槽を更新する場合

▶申込方法

下水道課(1階9番窓口)へ直接お申し込みください。その際、現在の排水の処理状況、浄化槽を設置する住宅の延べ床面積をうかがいますので、事前にご確認の上お越しください。

※先着順となりますので、早期に受付終了の場合があります。

※国および県の補助制度改正が行われた場合、補助額や補助対象が変更となる事があります。

【問合せ先】 下水道課 農業集落排水グループ ☎029-240-7128(直通)

市民後見人養成講座事前説明会のご案内

地域に暮らす判断能力が不十分な方の権利を守るため、地域住民が地域における権利擁護の担い手として活動する市民後見人養成講座の開催に伴い、事前説明会を行います。

※市民後見人養成講座を受講希望の方は、本説明会への参加が必須です。

- ▶日時 7月7日(火) 午後1時30分～4時30分
- ▶場所 水戸市福祉ボランティア会館(ミオスショッピングプラザ2階)
- ▶対象 次の全てを満たす方(専門職後見人等として活動している方は参加できません。)
- 申込時の年齢が20歳以上の方
 - いばらき県中央地域連携中枢都市(水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村)域内に在住の方
 - 9月～10月に開催する養成講座全日程(11回:51時間)に参加可能な方
 - 地域の福祉に貢献したいとお考えの方
 - 普通自動車運転免許を有する方

- ▶参加費 無料
- ▶申込方法 申込書の郵送またはFAX
- ▶申込期間 6月15日(月)～30日(火)

【申込み・問合せ先】 水戸市社会福祉協議会 権利擁護サポートセンター
〒311-4141 水戸市赤塚1-1 ☎029-309-5001 FAX 029-309-5525

井戸水をご利用している皆さまへ

ご家庭の井戸水は安全ですか。

茨城県が実施した井戸水の水質検査では、調査対象の約40%が一般細菌等により飲み水に適していないとの結果が出ています。個人で使用される井戸水は、自己責任で管理・飲用することになっています。

井戸水を使用されている方は、年に1回以上の水質検査を受けましょう。

■水道加入金および工事費用の特別措置について

水道課では現在、新たに水道に加入される個人の方向けに「水道加入金及び工事費用の特別措置」を実施中です。

上水道へ加入をされていない方は、ぜひこの特別措置(減免制度)をご利用いただき、安全・安心な水道水への転換をお勧めします。詳細は町水道課までお問い合わせください。

▶申請方法

水道加入金の減免を希望される方は、「加入金減免申請書」、工事費用の補助については「補助金交付申請書」を、給水装置工事申込書と併せて茨城町指定工事店を通して水道課へ提出してください。

▶水道の役割について

水道は、飲み水をはじめ、炊事や洗濯、入浴など、私たちの暮らしに欠かせない身近なライフラインです。普段は当たり前のように使っていますが、安全な水を安定して届けるために、施設の維持管理や水質検査など、様々な取り組みが行われています。

また、地震や台風など災害時には、生活を支える重要な役割を担っています。

この機会にぜひ、水道の大切さや、安心して水が使える環境について改めて考えてみましょう。



【問合せ先】 水道課 ☎029-292-0235(直通)

介護保険負担限度額認定の更新について

介護保険施設に入所または短期入所(ショートステイ)を利用している方の居住費・食費については全額自己負担ですが、要件に該当する方については、申請により食費・居住費の減額措置を受けることができます。

現在、負担限度額の認定を受けている方については、有効期限が令和8年7月31日までとなっていますので、8月以降も引き続き認定証が必要な方は更新申請を行ってください。更新案内は6月下旬に送付します。

※グループホーム、有料老人ホーム等は減額の対象となりませんので、申請は不要です。

※令和8年8月から要件が変更となります。詳細は町のホームページをご確認ください。

▶申請期間 7月1日(水)～17日(金) (土・日を除く)



町ホームページはこちら

【申請・問合せ先】 長寿福祉課 ☎029-291-8407(直通)